

(別記)

地域計画書【取組個票】（事業実績報告書）

取組の名称	土壌診断の推進支援
取組の目的	化学肥料の使用量の低減に向けた取組の定着のため、土壌診断の実施に要する費用の支援を通じて、適正施肥の推進を図る。
取組内容	① 土壌診断を行うサービス提供事業者（以下「サービス提供事業者」という。）が、同サービスの利用を希望する地域の農業者と契約等を締結した場合、契約料金の一部を支援する。 ② 地域の農業者が加入する農業協同組合が、サービス提供事業者と契約等を締結した場合、契約料金の一部を支援する。 [要件] ・令和9年1月末日までのサービス利用料に係るものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。
交付対象者	①サービス提供事業者 ②地域の農業者が加入する農業協同組合 ※複数の申請があった場合は、必要に応じて、参加農業者数等を踏まえて選定する。
交付単価	土壌診断費用の1/2以内
取組実績の確認方法	・本事業を活用して実施するサービスの顧客リスト ・サービスを契約した又は契約することが確実なこと、契約期間、契約日、契約額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等） ・（①の場合）契約料金及び農業者の負担額の適正性を確認できる書類等
取組予定面積	12,498.7 ha(地域内において土壌診断を行う延べ面積)
事業費	4,392,300 円 単価3,300円/件 ×1,331件
うち交付金の所要額	1,996,500 円 事業費の1/2以内

上記のとおり事業を実施する。（実績の場合は「実施した」に変更。）

市町村協議会名：芽室町農業再生協議会

代表者氏名：会長 手島 旭

電話番号：0155-62-9725

(別紙)

「土壌診断の推進」における交付の条件

化学肥料低減定着支援事業費実施要領別記の地域計画書「土壌診断の推進」において、サービス提供事業者を交付対象者とする場合は、次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

1 土壌診断費用

土壌診断費用とは、契約料金のことであり、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) サービス提供事業者が、本要領の施行日時時点で設定していた料金以下であることを証明できること。
- (2) 地域内で提供されている同様のサービスの料金と比較して、同等の料金であることを証明できること。ただし、同様のサービスが地域内で提供されていない場合は、近隣地域で提供されている料金と比較するものとする。

2 農業者が負担する金額

契約料金を支払う際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす契約料金から本交付額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)

(別記)

地域計画書【取組個票】（事業実績報告書）

取組の名称	堆肥等の新規購入支援
取組の目的	化学肥料の使用量の低減に向けた取組の定着のため、堆肥等の国内資源を活用した肥料の利用が図られる端緒となるよう、堆肥等の購入に要する費用の支援を通じて、堆肥等の利用拡大を図る。
取組内容	①堆肥等の散布を行う事業者（以下「堆肥等散布事業者」という。）が、同一の地域内において複数の農業者を相手方に堆肥等の売買契約等を締結するか、 ②地域の農業者の組織する団体または地域の農業者が加入する農業協同組合が、堆肥等散布事業者と堆肥等の売買契約等を締結した場合、契約料金の一部を支援する。 ③対象とする堆肥等とは、次のいずれかとする。 堆肥：肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下この取組個票において「肥料法」という。）に基づく特殊肥料の堆肥のうち、国内で発生する動植物質を原料とするもの。 汚泥肥料：肥料法に基づく普通肥料の汚泥肥料。 その他：動植物質を原料とする肥料、国内で発生する化学肥料代替となる肥料又は国内の動植物質を原料とする有機質資源10%以上含む指定混合肥料 ④対象の堆肥等は、令和8年12月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、令和9年1月末日までに納品するものに限る。 ※ 散布面積の補助上限は1経営体あたり1ha分まで。
交付対象者	①堆肥等販売事業者 ②地域の農業者が加入する農業協同組合
交付単価	5,000円以内/10a
取組実績の確認方法	・堆肥等の散布を契約した又は契約することが確実なこと、地域内の耕種農家ごとの堆肥等の散布量、契約日、散布日、契約額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等） ・（①の場合）堆肥等の販売料金及び農業者の負担額の適正性を確認できる書類等
取組予定面積	387,737 a（堆肥等が散布される延べ面積）
事業費	106,902,580 円 堆肥等散布面積 387,737 a × 各種販売価格（別紙）
うち交付金の所要額	8,786,150 円

上記のとおり事業を実施する。（実績の場合は「実施した」に変更。）

市町村協議会名：芽室町農業再生協議会

代表者氏名：会長 手島 旭

電話番号：0155-62-9725

(別記)

地域計画書【取組個票】（事業実績報告書）

取組の名称	堆肥等の運送及び散布支援
取組の目的	化学肥料の使用量の低減に向けた取組の定着のため、堆肥等の運搬及び散布に要する費用の支援を通じて、堆肥等の利用拡大を図る。
取組内容	<p>①堆肥等の散布を行う事業者（以下「堆肥等散布事業者」という。）が、同一の地域内において複数の農業者を相手方に堆肥等の散布契約等を締結するか、</p> <p>②地域の農業者が加入する農業協同組合が、堆肥等散布事業者と堆肥等の散布契約等を締結した場合、契約料金の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none">・対象とする堆肥等とは、次のいずれかとする。 <p>堆肥：肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下この取組個票において「肥料法」という。）に基づく特殊肥料の堆肥のうち、国内で発生する動植物質を原料とするもの。</p> <p>汚泥肥料：肥料法に基づく普通肥料の汚泥肥料。</p> <p>その他：動植物質を原料とする肥料、国内で発生する化学肥料代替となる肥料又は有機質資源10%以上含む指定混合肥料。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和9年1月末日までに堆肥等の散布を行うものに限る。
交付対象者	①堆肥等散布事業者 ②地域の農業者が加入する農業協同組合
交付単価	4,000円以内/10a
取組実績の確認方法	<ul style="list-style-type: none">・堆肥等の散布を契約した又は契約することが確実なこと、地域内の耕種農家ごとの堆肥等の散布量、契約日、散布日、契約額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等）・（①の場合）堆肥等の散布料金及び農業者の負担額の適正性を確認できる書類等
取組予定面積	176,190 a（堆肥等が散布される延べ面積）
事業費	52,376,522 円 堆肥等散布面積 176,190 a × 各種販売価格（別紙）
うち交付金の所要額	22,000,000 円

上記のとおり事業を実施する。（実績の場合は「実施した」に変更。）

市町村協議会名：芽室町農業再生協議会

代表者氏名：会長 手島 旭

電話番号：0155-62-9725

(別記)

地域計画書【取組個票】（事業実績報告書）

取組の名称	緑肥種子の新規購入支援
取組の目的	化学肥料の使用量の低減に向けた取組の定着のため、緑肥の活用が図られる端緒となるよう、緑肥作物の種子の購入費を支援することを通じて、緑肥作物の作付面積の拡大を図る。
取組内容	種子の販売を行う事業者が、緑肥作物の種子（以下「対象種子」という。）を地域の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援する。 [要件] ・対象種子は、令和8年12月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、令和9年1月末日までに納品するものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。 ※散布面積の補助上限は1経営体あたり1ha分まで。
交付対象者	①対象種子の販売を行う事業者 ②地域の農業者が加入する農業協同組合
交付単価	対象種子の販売価格の1/2以内
取組実績の確認方法	・対象種子の売買契約を締結したこと又は締結することが確実なこと、地域の農業者ごとの対象種子の販売数量、契約日、納品日、販売額が確認できる書類（注文書、領収書又は請求書等） ・対象種子の販売価格及び農業者の負担額の適正性を確認できる書類等
取組予定面積	30,500 a（緑肥作物が作付けされる面積の試算値）
事業費	17,293,500 円 緑肥種子播種面積 30,500 a × 5,670 円/10a
うち交付金の所要額	7,860,460 円 事業費の1/2 以内

上記のとおり事業を実施する。（実績の場合は「実施した」に変更。）

市町村協議会名： 芽室町農業再生協議会

代表者氏名： 会長 手島 旭

電話番号： 0155-62-9725

(別紙)

「緑肥種子の新規購入支援」における交付の条件

化学肥料低減定着支援事業費補助金実施要領別記の地域計画書の「緑肥作物の作付拡大」において、種子の販売を行う事業者（以下「販売事業者」という。）を交付対象とする場合は、次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

1 種子の販売価格

種子の販売価格は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 種子の販売事業者が、本要領の施行日時点で設定していた額以下であることを証明できること。
- (2) 地域内で販売されている同様の種子の価格と比較して、同等の販売価格以下であることを証明できること。ただし、同様の種子が地域内で販売されていない場合は、近隣地域で販売されている価格と比較するものとする。

2 農業者が負担する金額

種子の購入代金を支払う際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす代金から本交付額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)